**令和５年度**

**久喜市介護サービス事業所　集団指導資料**

≪目次≫

１　令和５年度末で経過措置期間を終了する

　　令和３年度介護報酬改定における改定事項について・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　避難訓練の実施と報告書等の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　運営推進会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　地域密着型サービス事業所の市外利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　埼玉県の介護人材の養成・支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・６

久喜市　介護保険課

**１　令和５年度末で経過措置期間を終了する**

**令和３年度介護報酬改定における改定事項について**

令和３年度介護報酬改定において、下記に掲げる改定事項については、令和５年度末（令和６年３月３１日）までに経過措置が終了する予定となっております。当該経過措置の終了まで約３か月となったことから、各事業所におかれましては、運営基準等を満たしているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

**(１)感染症対策の強化**

感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。

**(２)業務継続に向けた取組の強化**

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

**(３)認知症介護基礎研修の受講の義務付け**

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

**(４)高齢者虐待防止の推進**

虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

**(５)施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化**

口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上実施することとする。

**(６)施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実**

栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

**(７)事業所医師が診療しない場合の減算の強化**

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を３年間延長する。

**参考資料**

・令和５年１０月４日介護保険最新情報Vol.1174

<https://www.mhlw.go.jp/content/001153087.pdf>

・厚労省　新型コロナウイルス感染症対策等まとめページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/taisakumatome\_13635.html

・厚労省　介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関するページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html>

・埼玉県　令和５年度埼玉県認知症介護基礎研修に関するページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kaigo\_kiso\_kenshuu/kaigo\_kiso\_kenshuu.html

　・埼玉県　高齢者虐待防止研修に関するページ

　　　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kourei-gyakutai/index.html

**２　避難訓練の実施と報告書等の提出について**

介護保険事業所は、水防法、消防法、各サービスの人員・設備基準によりそれぞれ、避難確保計画、消防計画、非常災害対策計画の策定が定められています。

これらのうち、水防法で定められている避難確保計画については、避難確保計画、チェックリスト、避難訓練を実施した場合の訓練報告を市町村長に提出することが義務付けられています。

つきましては、原則として年一回以上避難訓練を実施し、訓練実施後は概ね一か月を目安に、「訓練実施結果報告書」をご提出ください。

また、施設所有者または管理者が新たに避難確保計画を作成または変更する場合には、当該作成または変更の計画と併せて、「チェックリスト」もご提出ください。既に避難確保計画をご提出いただいている事業所につきましては、避難訓練実施後、「訓練実施結果報告書」と併せて、「チェックリスト」をご提出ください。

なお、消防法、各サービスの人員・設備基準でも、計画の策定、避難訓練の実施について定められています。有事の際のためにも、必要な訓練を実施していただきますようお願いします。

令和５年１１月６日付のケア倶楽部の「久喜市からのお知らせ」に、避難訓練支援ツールや避難確保計画作成ツール、チェックリストや訓練実施結果報告書の様式を掲載しておりますので、参考にしてください。

**参考資料**

・国土交通省ホームページ　要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

・埼玉県ホームページ　社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引き

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

**３　運営推進会議について**

久喜市条例において、地域密着型サービス事業所は次のとおり運営推進会議を実施することとしています。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、「介護・医療連携推進会議」

（１）目的

　事業所が、利用者・市町村職員・地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の向上を図る。

（２）開催頻度

|  |  |
| --- | --- |
| サービス | 回数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | おおむね６月に１回以上 |
| 地域密着型通所介護 | おおむね６月に１回以上 |
| 認知症対応型通所介護 | おおむね６月に１回以上 |
| 小規模多機能型居宅介護 | おおむね２月に１回以上 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | おおむね２月に１回以上 |
| 認知症対応型共同生活介護 | おおむね２月に１回以上 |

（３）参加者

　事業所において参加者を決定しますが、想定されているのは次の方です。会議の趣旨をよく説明し、参加を依頼してください。（必ずしも全員揃う必要はありません。）

　・利用者

・利用者の家族

・地域住民の代表者（区長・自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員、老人クラブの代表者、近隣住民など）

・市町村の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センターの職員

・当該サービスに知見を有する者

・地域の医療関係者（定期巡回の場合のみ）

（４）開催の周知方法等

郵送、メール、ＦＡＸ等で参加者に開催日・場所・内容等をお知らせし、当日までに会議で配布する資料を作成してください。所要時間は、１時間程度でお考えください。

⇒久喜市では、各地区ごとに職員・相談員が参加しますので、最寄りの本庁舎介護保険課、各総合支所の高齢者・介護保険係へご連絡ください。

開催後は、議事録（会議の参加者、内容、意見などをまとめたもの）を作成し、市へ提出のうえ、事業所でも公表してください。

（５）内容

　サービスの提供状況の報告、それに対する参加者からの意見や要望・助言など。

⇒明確な規定はありませんが、利用者の人数や要介護度別の人数、職員の状況、実施しているイベントの

様子や、訓練、研修、事故の報告などをしていただいています。

（６）個人情報の取扱いについて

　運営推進会議で配布する資料は、特に個人情報に注意して作成してください。また、市に提出していただく議事録等は、久喜市情報公開条例における公文書の開示の対象となることを、あらかじめご留意ください。

⇒公開の際は、個人が特定されないよう、個人名や顔写真を塗りつぶして提供しますが、イニシャルでの表記にする、写真は必要なものだけにするなど配慮をお願いします。

（７）新型コロナウイルスへの対応

　令和２年２月２５日付け久介第１７３８号にて管理者あてに通知したとおり、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、以下の対応をした場合は、運営推進会議を開催したものとみなし、運営基準違反としません。要件を確認のうえご対応願います。

1. 議題等を文書や資料にまとめ、次の２点を明記し、出席予定者に配布（郵送可）する。

・新型コロナウイルスの感染を防ぐための対応であること。

・届いた文書等の内容について、電話、ＦＡＸ、メール等により意見や質問等をすることができること。

1. 意見や質問等が寄せられた場合は、上記①と同様の方法で出席予定者全員に回答・報告すること。
2. 上記①の方法を採用するときは、電話等で久喜市介護保険課へ報告すること。

（一度ご報告いただければ、毎度の報告は不要です。）

**４　地域密着型サービス事業所の市外利用について**

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたサービスです。利用にあたっては、以下の点にご留意ください。

（１）原則として、久喜市の被保険者の方は、介護保険による市外の地域密着型サービス事業所を利用することができません。

⇒ケアプランを作成する際・利用者の受け入れを行う際は、被保険者証で

保険者がどこかを確認してから利用の手続きを進めてください。

ただし、住所地特例対象者（Ｘ市にある住所地特例施設に入所した被保険者）は、Ｘ市の指定を受けた特定地域密着型サービス（※）を利用することができます。

（※）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

（２）介護保険法では、市町村間で同意が得られた場合に限って、例外的に市町村の区域を超えた利用を認めています。久喜市では、被保険者ごとの個別の事情（※）に応じて利用を判断いたしますので、介護保険課までご相談ください。

（※）個別の事情の例

〇利用が認められる例

・市内には利用したいサービスを提供している事業所がない、事業所はあるが空きがない。

・ＤＶの恐れなどにより一時的に住民票を移さずに、他市町村のグループホームに入居する必要がある。

✕利用が認められない例

・知人・友人が利用しているから。

・事業所の雰囲気が気に入ったから。

⇒ケアマネジャーの方に「市外地域密着型サービス事業所の利用に係る理由書」を作成いただき、サービス利用の判断をいたします。

理由書様式ダウンロード　久喜市ホームページ

<https://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/download/kaigohoken/kaigohoken.html>

1. 市町村間の協議や、介護保険運営協議会への諮問、事業所の指定（指定申請書類の提出）が必要となるため、一連の手続きに一か月程度の時間を要します。余裕をもってご相談ください。
2. 認定区分が要支援から要介護に、又は要介護から要支援に変更になった場合も手続きが必要です。
3. 久喜市では、利用者定員数や、登録者数に対する市外被保険者の割合に関しての制限はございません。
4. 市外の地域密着型サービス事業所の利用は、被保険者ごとに手続きを行う必要があります。久喜市に所在する地域密着型サービス事業所が、他市（Ｙ市）の指定を受けＹ市の被保険者を利用させる場合、既にＹ市の被保険者が利用していたとしても、新たに手続きを行う必要があります。
5. 利用者様の退所等により、指定を取り消す場合は、廃止届の提出が必要です。厚生労働省令で定めるところにより、その廃止の一か月前までにその旨を市町村長に届けなければならないとされています。また、退所・廃止後に同事業所を再度利用する場合に関しては、再度指定の申請が必要となりますのでご注意ください。

**５　埼玉県の介護人材養成・支援に関する事業について**

埼玉県では、介護人材の養成や支援に関して、さまざまな事業を実施しています。介護支援専門員向けの研修や、事業所種別ごとの研修、資格取得や外国人介護職員に係る補助金等の情報も記載されておりますので、積極的にご確認いただき、スキルアップや、人材定着等にご活用ください。

**参考資料**

埼玉県ホームページ　 https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jinzai/index.html

久喜市　介護保険課